

Ⅱ 就学手続Q & A

Q Ⅰ 転学日の設定について教えてください。

※ 転出と転入を合わせて「転学」としています。

小・中学校等に在籍する学齢児童生徒が、特別支援学校へ在籍を変更する場合には、小・中学校等を転出する日付と特別支援学校へ転入する日付について、当該市町村教育委員会と特別支援学校間で事前の調整が必要です。

したがって、小・中学校等から特別支援学校への転学が分かった時点で、当該市町村教育委員会は、特別支援学校へその旨を連絡し、受入の確認をした後に転学の日付を決定します。

病院等の医療機関への入退院に伴って学校の転学の日付を決める場合は、診断書の入退院の日付をもとに当該市町村教育委員会と特別支援学校間で協議し、転学の期日を決定します。

転学日の設定については、原則として、転出日と転入日の間を空けないことに留意する必要があります。これは、当該児童生徒の学籍の空白をさけるためです。県外の学校間の転学の場合は、市町村の役所（役場）での住民票異動の手続や引越しなどに伴う移動日等を考慮して、適切に転学の日付を設定することになります。

転学の予定日が、休日あるいは祝祭日にかかる場合でも、原則として問題はありません。

（休日をはさんだ転学の事例）

8月29日（金）……A校を去った日（最後に登校した日）

30日（土）

※指導要録の（ ）内に記入

31日（日）……A校の最終在籍日（転出日）

※指導要録の下段に記入

9月1日（月）……B特別支援学校の受入日（転入日）

※「転入日」が基本となって、「転出日」が決定されます。

（指導要録の記入例）

転学・退学等	(令和7年 8月29日) 令和7年 8月31日	← A校を去った日を記入 ← 転出日（B特別支援学校へ転入した日の 前日を記入）
--------	----------------------------	--

Q 2 県外の特別支援学校等への就学手続について教えてください。

県外の特別支援学校等への就学については、次の場合があります。

A 県外への転居（住民票の異動を伴う）の場合

B 手術・入院等のため、県外の特別支援学校等へ就学する（住民票の異動を伴わない）場合

① 都道府県立特別支援学校への転学

② 市区町村立特別支援学校及び小・中学校院内学級への就学

「A」の場合

転出先の市区町村で就学に関する手続を行うことになります。

県外の特別支援学校等への就学希望があることが分かった時点で、市町村教育委員会から県教育委員会特別支援教育課へ御連絡ください。転出先の都道府県教育委員会に事前に連絡をします。

なお、住民票の異動を伴う県外への転居の場合、通知等は必要ありません。

※特別支援学校に在籍の場合は、特別支援学校からの転出通知（様式15）の提出が必要です。

「Bの①」の場合

区域外就学の手続が必要になります。

市町村教育委員会（特別支援学校に在籍の場合は学校長）は、転出先の都道府県教育長に宛てた保護者の区域外就学の願(様式26)に、学齢簿及び関係書類を添えて、本県教育委員会に提出ください。

「Bの②」の場合

区域外就学の手続が必要になります。

他都道府県の市区町村立特別支援学校及び小・中学校院内学級等へ就学する場合は、市区町村教育委員会間の手続となりますので、転出先の市区町村教育委員会に直接、連絡してください。

特別支援学校に在籍の場合は、学校長が県教育委員会へ通知（様式15）し、県教育委員会からの通知を受けて、市町村教育委員会間で手続を行い、市町村教育委員会は「区域外就学」に関する書類の写しを県教育委員会に提出ください。

Q 3 宮崎大学医学部附属病院や県立宮崎病院に入院中にはどのような教育が受けられますか。

基本的には、慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの、又は、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のものが特別支援学校の対象になります。

宮崎大学医学部附属病院や県立宮崎病院に入院中の学齢児童生徒の教育は、清武せいりゅう支援学校の訪問教育の対象となります。ここでは、小・中学校の児童生徒を対象に、週3回2時間の教科の授業を行っています。

短期の入院や治療等を優先するもの等、場合によっては、病院の判断で特別支援学校に転学しないことも考えられます。また、転学せず、遠隔教育（同時双方向型、オンデマンド型）を受けることも選択肢の一つとなりますので、まずは、在籍している学校及び特別支援学校に相談してください。

（参考）

独立行政法人国立病院機構宮崎病院や愛泉会日南病院に入院している児童生徒については、児湯るぴなす支援学校や日南くろしお支援学校の教員を病院に派遣して訪問教育を実施しています。上記以外の病院に入院中の児童生徒については、県教育委員会特別支援教育課へご相談ください。

Q 4 特別支援学校に在籍する者の氏名や住所等に変更が生じた場合は、どうすればよいですか。

学校教育法施行令第13条（学齢簿の加除訂正の通知）に、特別支援学校に在籍する者の学齢簿の加除訂正をしたときは、市町村の教育委員会は、県教育委員会に対し、その旨を通知しなければならないことが示されています。

特別支援学校においては、加除訂正のあった学齢簿を基に、指導要録の記載事項の訂正を行うこととなります。

したがって、学齢簿の記載事項に加除訂正があった場合、様式42及び様式43で通知を行います。

Q 5 特別支援学校小学部又は中学部の全課程を修了した場合の手続について、教えてください。

学校教育法施行令第22条（全課程修了者の通知）に、特別支援学校の学齢児童生徒のうち、特別支援学校の小学部若しくは中学部の全課程を修了した者があるときは、特別支援学校の校長は、その者の氏名を、様式44により当該児童生徒の居住する市町村の教育委員会に通知しなければならないことが示されています。